



JASDAQ

平成 22 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 橋 康 宏
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 1 0)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C F O 片 山 靖 浩
電 話 番 号 0 3 - 5 4 0 8 - 5 5 3 2

大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます）を導入しました。本施策の有効期間は、平成 22 年 2 月期にかかる定時株主総会の終結の時までであり、平成 22 年 5 月 26 日開催予定の第 20 期定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、平成 22 年 4 月 19 日開催の取締役会において、平成 22 年 5 月 26 日開催予定の第 20 期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本施策を継続することを決定いたしましたのでお知らせします。なお、決議にあたっては、当社監査役 4 名（4 名とも社外監査役）の全員が出席し、いずれの監査役も、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策の継続に同意しております。

※変更の内容

(下線は改定部分を示します。)

旧 施 策	変 更 案
<p>第1 本施策導入の目的について</p> <p>1. 本施策の目的 (本文省略)</p> <p>2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み (本文省略)</p> <p>3. 本施策の必要性 (第一段落省略) 平成20年2月末時点で、当社の議決権の36.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。 (第2段落～第4段落省略) なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、<u>株式会社ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」</u>に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。</p>	<p>第1 本施策導入の目的について</p> <p>1. 本施策の目的 (現行どおり)</p> <p>2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み (現行どおり)</p> <p>3. 本施策の必要性 (現行どおり) 平成22年2月末時点で、当社の議決権の36.3%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。 (現行どおり) なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、<u>株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則」第10条における遵守事項を充足している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。</u></p>
<p>第2 本施策の内容について</p> <p>1. 本施策の概要～3. 大規模買付対抗措置 (本文省略)</p> <p>4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更 本施策は、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会(平成20年5月27日開催予定)において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、有効期間は平成22年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。</p>	<p>第2 本施策の内容について</p> <p>1. 本施策の概要～3. 大規模買付対抗措置 (現行どおり)</p> <p>4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更 本施策は、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会(平成22年5月26日開催予定)において議案として諮り、出席株主の皆様が過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、有効期間は平成24年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。</p>
<p>第3 本施策の合理性について</p> <p>1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的～2. 事前開示 (本文省略)</p> <p>3. 株主意思の反映</p>	<p>第3 本施策の合理性について</p> <p>1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的～2. 事前開示 (現行どおり)</p> <p>3. 株主意思の反映</p>

旧 施 策	変 更 案
<p>(1) 前記第2 の4. に述べたとおり、本施策は、平成20年5月27日開催予定の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、その有効期間は、平成22年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。</p> <p>4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保～</p> <p>5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと (本文省略)</p> <p>第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について (本文省略)</p>	<p>(1) 前記第2 の4. に述べたとおり、本施策は、平成22年5月26日開催予定の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、その有効期間は、平成24年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。</p> <p>4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保～</p> <p>5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと (現行どおり)</p> <p>第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について (現行どおり)</p>

以 上